

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月14日(水) 午前10時00分から午前10時26分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 18人

会長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

5番 田邊 洋樹 委員 6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員

9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員

4 欠席委員 4人

8番 山地 康弘 委員 13番 難波 明朗 委員 15番 中西 公仁 委員

19番 石井 雄一 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 松本 一夫 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 農地の競・公売に対する買受適格証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

## 7 動議

選挙第1号 倉敷市農業委員会会長代理の互選について

## 8 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長	佐々木 輝幸	事務局主幹	中村 英樹	事務局主幹	塩見 雅子
事務局主幹	日下部 啓司	事務局主幹	成田 裕次	事務局主任	小山 八穂子
事務局副主任	剣持 裕典				

## 9 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから10月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>吉田会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和2年10月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。 在任する委員22名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号6番 武本 章吾 委員と、議席番号17番 矢野 秀典 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と剣持副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>おそれいます、松本委員に関する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席してくださるようお願いいたします。</p> <p>( 松本委員 退席 )</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p><b>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</b></p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁</p>

から2頁にかけて12件の申請がありました。

権利の種類の内訳は、所有権移転が9件、使用貸借権設定が3件です。

それでは、お手元に配付しております「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

**【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】**

ご覧いただいているとおり、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべての案件について、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号の12件を、許可と決定いたします。

事務局、松本委員に入室するように伝えてください。

(入室)

松本委員に報告いたします。

議案第1号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、3頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

**【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件については、許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第2号の、2件を許可と決定します。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から7頁にかけて13件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました13件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた13件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この13件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の13件については、全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第3号の13件を許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局  
塩見主幹

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

塩見でございます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、まずは議案の訂正  
がございます。

お手元に「議案訂正表」を配付しておりますが、9頁13番 玉島地区の案件で  
ございます。

利用権を設定する者（B）ですが「●●●●」となっておりますが、「●●●●相  
続人 ●●●●外1名」に訂正をお願いいたします。

本件は10月6日倉敷市農林水産課より訂正依頼があったものでございます。

それでは議案内容を説明させていただきます。

「農用地利用集積計画」でございますが、8頁から13頁にかけて28件の計画が、  
倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が13件、使用貸借が15件でございます。

また、利用期間の更新は8件で、更新切れを含む新規は20件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが  
7件、その他は個人でございます。

借り手の世帯における農業専従者は、いずれも1人以上確保され、農業経営に必要  
な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各  
要件を満たすものとして、28件とも承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見で  
ございました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤  
強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、  
皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

続きまして、14頁をご覧ください。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局  
中村主幹

【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、14頁に1件の申請がありました。

令和2年5月15日付けで、分家住宅として転用許可を受けていましたが、転用事業者が変更になったため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

このことについて玉島地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号を承認とします。

続きまして、15頁をご覧ください。

議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 小山主任 **【議案第6号 農地の競・公売に対する買受適格証明願についての説明】**

小山でございます。それでは説明させていただきます。

15頁をご覧ください。

議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」でございますが、2件の買受適格証明願が提出されました。

こちらは農地の競売（特別売却）において、耕作目的での参加資格を求める案件でございます。

買受適格証明書の申請手続きは、各許可申請の手続きに準じて行い、農地法3条の許可申請がなされた場合における許可等の判断基準と同様に審査を行って、基準を満たしている場合は買受適格証明書を交付することとなっております。

調査の内容につきましては、お手元に配付しております、「農地の競・公売に対する適格証明願調査票」に記載しておりますので、ご覧ください。

**【議案第6号、調査票をもとに朗読・説明】**

特別売却実施期間は10月16日から10月20日まででございます。

今回の案件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、いずれも調査票のとおり、農地の取得要件、農地法第3条第2項の許可出来ない条項に該当しないため、異議なく承認とのことでした。

買受適格証明願を承認した際の今後の処理についてですが、国の通知に基づき、事務処理の迅速化を図るため、落札者が当該許可申請書を提出した場合、農業委員会が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可をして差し支えないこととなっております、このことも含めてこのたびの議決をお願いいたします。

なお、入札終了後落札者から許可申請がなされ、許可とした場合には直近の総会議案でご報告させていただきますので、併せてご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第6号を承認とします。

審議案件は以上です。  
ここからは、報告案件です。  
報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局 剣持副主任 【報告第1号から第4号について報告・説明】

16頁をお開きください。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から23頁にかけて16件の届出がありました。  
本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に24頁をお開きください。  
報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から26頁にかけて11件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に27頁をお開きください。  
報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から33頁にかけて26件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に34頁をお開きください。  
報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが34頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。  
報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議 長 事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員 【質問なしの声】

議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、すべての 議案審議、報告が終わりましたが、その他何かございますか。</p>
松本委員	【 挙手 】
議 長	松本委員どうぞ。
松本委員	<p>先日の臨時総会で、吉田会長が選出されましたが、このことで、会長代理が1名欠けています。</p> <p>本日この総会で、会長代理の選出をしてはどうでしょうか。</p>
議 長	ただ今、松本委員から、会長代理の選出をしてはどうかというご意見がありました。が、皆さんいかがでしょうか。
各委員	【 同意の声 】
議 長	<p>それでは、動議ということで審議したいと思いますが、倉敷市農業委員会総会会議規則第9条に「動議は、出席委員の3人以上の同意がなければこれを議案として審議することができない。」とあります。</p> <p>会長代理の選出について議題とすることに同意いただける方は挙手をお願いします。</p>
各委員	【 挙手 】 多数
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3人以上の同意が認められますので、議案として審議いたします。</p> <p>それでは、会長代理について、選出をします。</p> <p>選出の方法はいろいろありますが、いかがいたしましょうか。</p>
井上委員	【 挙手 】
議 長	井上委員どうぞ。
井上委員	指名推薦がいいと思います。
議 長	指名推薦という意見がありますが、皆さんいかがでしょうか。
各委員	【 異議なしの声 】
議 長	<p>それでは、指名推薦とします。</p> <p>会長代理の推薦ですが、どなたかございますか。</p>

井上委員	【 挙手 】
議 長	井上委員どうぞ。
井上委員	私は、田邊 洋樹 委員を推薦します。
議 長	田邊 洋樹 委員という意見がございますが、その他推薦はございませんか。
平井委員	【 挙手 】
議 長	どうぞ。
平井委員	会長代理には地区のバランスが必要と思いますが、田邊委員の地区はどこですか。
議 長	玉島地区です。 問題無いと思いますが、いかがですか。
平井委員	わかりました。
議 長	他に何かございますか。
各委員	【 声なし 】
議 長	それでは、お諮りします。 田邊 洋樹 委員を会長代理とすることに、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議ないものと認め、田邊 洋樹 委員を会長代理とすることを決定します。
各委員	【 拍手 】
議 長	ありがとうございました。 それでは田邊委員、前の席にお付きください。
田邊会長代理	(前の席に移動)
議 長	田邊会長代理、一言ごあいさつをお願いします。
田邊会長代理	(あいさつ)
議 長	ありがとうございました。 以上で動議による審議を終わります。  その他何かございませんか。

各委員	【声 なし】
議 長	事務局から何かありますか。
佐々木次長	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>・・・・・・・・</p> <p>(次回総会の日程案内など) 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は11月11日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時26分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年10月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員